

### 3 ウルグアイ・ラウンド

#### 11-121 1988年12月の中間レビュー会合における交渉成果の概要

##### 1. 合意が達成された分野（熱帯産品、関税、ガット機能の強化、サービス、紛争処理）

交渉分野	概 要
熱帯産品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各国のオファーが出揃い、包括的な熱帯産品に係る市場アクセス改善案を作成。</li> <li>・日本は、関税引き下げを中心に、バナナ、熱帯産植物油脂、ジュート製品等約180品目に係るオファーを提示。</li> </ul>
関 税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関税引下げ方式については、一律カット方式を支持する国が大勢を占めたが、米 国がこれに反対したため、その方式での合意の可能性を残しつつ、引き続き検討 することとされた。</li> <li>・少なくとも、東京ラウンドで一律カット方式を採用した国により達成された引下 げ（33%）並みの関税引下げ率を目標とすることで合意。</li> <li>・バインド率（関税率の上限をガット上約束した品目の割合）を実質的に引き上げ ることについて合意。</li> </ul>
ガット機能 の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガット締約国の貿易政策及び貿易慣行が多角的貿易体制に与える影響を評価する ため、ガットが貿易政策レビューを実施することで合意。</li> <li>・閣僚レベル総会を少なくとも2年に1回開催することで合意。</li> <li>・IMF・世界銀行との関係強化を図るため、第1段階として、ガット事務局長が IMF専務理事、世界銀行総裁と協議し、1989年9月1日までに報告書を作成する こととされた。</li> </ul>
サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス貿易を律する原則・ルールについては、①透明性、②内国民待遇、③最 恵国待遇といった概念が重要であることにつき合意。</li> <li>・ECは、段階的自由化との関連で「結果における相互主義」を強く主張し、これ に対し日本及び米国は、相互主義的表現を極力抑制。</li> <li>・対象セクターの特定を含む今後の交渉スケジュール（①事務局による第1次セク ター・リストの作成、②各国のリスト提出、③ルール・原則のセクターへの適用 テスト等）について合意。</li> </ul>
紛争処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のパネル手続き改善策を1989年から試行することに合意。 ①理事会でパネルの設置要求が行われた場合、原則として次回理事会までに設置 を決定。 二国間協議開始から理事会におけるパネル報告の取扱い決定までの期間は、 当事者が合意した場合を除き、15カ月を超えない。</li> <li>②一定の場合、仲裁制度を利用し得ることとする。</li> <li>・以下については検討を継続。 ①パネル報告の選択……コンセンサス・マイナス2方式（紛争当事国を除く全会 一致）を導入するか否か。 ②ガットに適合しない一方的対抗措置をとらないとの約束を明文化するか否か。</li> </ul>

2. 中間レビュー会合以前の交渉で、今後の取り進め方等を内容とする合意が成立していた分野（ただし、実質的成果の達成は今後の交渉に委ねられている。）……非関税措置、天然資源、ガット条文、東京ラウンド協定類、補助金・相殺措置、貿易関連投資措置

## 3. 合意ができなかった交渉分野（農業、知的財産権、セーフガード、繊維）

交渉分野	概 要
農 業	・農業保護の撤廃を長期目標として主張する米国と、撤廃ではなく削減を目指すべしとするECとの対立が最後まで続き、合意に至らず。
知的財産権	・ガットの場合で知的財産権の保護基準についても交渉の対象とすることを明確にすべしとする先進国に対し、開発途上国の一部は理解を示したが、インド等の一部開発途上国が保護基準に関する作業はガットになじまないとして反対したため合意できず。
セーフガード	・ガットのセーフガード規定に基づかない灰色措置の禁止及びセーフガード措置の無差別適用の原則を合意事項に盛り込むべしとするインドの主張に対し、先進国がこれらは今後検討すべき問題であるとして反対したため、何ら合意できず。
織 維	・MFA（多角的繊維取極）をガットに統合する具体的スケジュールの設定及びMFAに基づく制限的措置の凍結等を開発途上国が主張したのに対し、先進国側はこれに強く反対し、合意できず。

(出所) 筑紫勝磨『ウルグアイ・ラウンド GATTからWTOへ』（平成6年、日本関税協会）28-30ページ

11-122 ドラフト・ファイナル・アクト（“DRAFT FINAL ACT”）（通称「ダンケル・テキスト」）  
〔冒頭及び目次のみ〕

MULTILATERAL TRADE  
NEGOTIATIONS  
THE URUGUAY ROUND

RESTRICTED  
MTN.TNC/W/FA  
20 December 1991  
Special Distribution

Trade Negotiations Committee

DRAFT FINAL ACT EMBODYING THE RESULTS OF THE  
URUGUAY ROUND OF MULTILATERAL TRADE NEGOTIATIONS

This document is being tabled by the Chairman of the Trade Negotiations Committee at Official Level with the following understanding:

- (a) It offers a concrete and comprehensive representation of the final global package of the results of the Uruguay Round;
- (b) No single element of the Draft Final Act can be considered as agreed till the total package is agreed;
- (c) Final agreement on the attached Draft Final Act will depend on substantial and meaningful results for all parties being achieved in the ongoing market access negotiations, including those related to tariffs and non-tariff measures: this applies to areas such as natural resource-based products, tropical products, agriculture and textiles and clothing.

- (d) Final agreement similarly applies to the ongoing negotiations pertaining to initial liberalization commitments in the area of services.

TABLE OF CONTENTS

<u>Section</u>	<u>Text</u>	<u>Page(s)</u>
A	Final Act embodying the results of the Uruguay Round of Multilateral Trade Negotiations	A.1-2
B	Measures in favour of Least-Developed Countries Trade in Goods (Annex I)	B.1
C	The Uruguay Round (1992) Protocol to the General Agreement on Tariffs and Trade	C.1-5
D	Rules of Origin	D.1-14
E	Preshipment Inspection	E.1-12
F	Anti-Dumping	F.1-34
G	Technical Barriers to Trade	G.1-27
H	Import Licensing Procedures	H.1-10
I	Subsidies and Countervailing Duties	I.1-49
J	Customs Valuation	J.1-2
K	Government Procurement	K.1
L	Agriculture Sanitary and Phytosanitary Measures	L.1-74
M	Safeguards	M.1-11
N	Trade-Related Aspects of Investment Measures	N.1-4
O	Textiles and Clothing	O.1-36
P	Article II:1 (b) of the General Agreement on Tariffs and Trade	P.1-2
Q	Article XXVII of the General Agreement on Tariffs and Trade	Q.1-2
R	Balance-of-Payments Provisions of the General Agreement on Tariffs and Trade	R.1-4
S	Understanding on Rules and Procedures on Dispute Settlement	S.1-23
T	Elements of an Integrated Dispute Settlement System Suspension of Concessions	T.1-6
U	Article XXIV of the General Agreement on Tariffs and Trade	U.1-4
V	Article XXV of the General Agreement on Tariffs and Trade	V.1
W	Article XXVIII of the General Agreement on Tariffs and Trade	W.1-2
X	Article XXXV of the General Agreement on Tariffs and Trade	X.1
Y	Functioning of the GATT System Trade in Services (Annex II)	Y.1-6 1-56

Section	Text	Page(s)
	Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights, including Trade in Counterfeit Goods (Annex III)	57-90
	Agreement establishing the Multilateral Trade Organization (Annex IV)	91-101
	Annotations	102-103
	Signatures	104-108
	(出所) World Trade Organization (WTO) ウェブ・ページ	

11-123 ダンケル・テキストに対する主要国の反応

米国	最終合意に向けて重要な貢献をなすもの。農業については、受入れ可能。サービス（フリー・ライダーの防止の問題）、アンチ・ダンピング（迂回防止の問題）、TRIP（法人著作権、開発途上国の移行期間の問題）等については、不満あり。
EC	いくつかの積極的要素を含むものの、全体としてバランスを欠いており、交渉が必要。農業について、①CAP改革に伴い導入された農家への直接所得補償を国内支持の削減対象から除外すること、②輸出補助金の削減に関し、補助金付き輸出数量ベースでの削減を廃止又は縮小すること、③飼料穀物代替品（コーングルテン・フィード）の代償なしの関税引き上げを行うこと、④バナナについて包括的関税化の例外扱いとすること等を求める。
日本	成功裡の終結に導くための弾みをつける重要なステップと認識。一方、我が国として困難な問題が含まれており、今後とも交渉が必要。農業では、輸出補助金に比べて、国境措置の取扱いにバランスを欠いており、特に例外なしの包括的関税化は受入れ困難。

(出所) 筑紫勝麿『ウルグアイ・ラウンド GATTからWTOへ』（平成6年、日本関税協会）38ページ

11-124 ブレアハウス合意の主な内容

- ① 国内補助金の削減を個別品目ごとではなく全体で20%削減
  - ② ECのCAP改革に伴う農家への直接所得補償を、国内補助金の削減対象から除外
  - ③ 輸出補助金の削減率を補助金付き輸出数量ベースで24%から21%に緩和
  - ④ ラウンド合意の実施機関（6年間）は、ガット上の対抗措置の発動を自制（いわゆる平和条項）
  - ⑤ ECの米国からのコーングルテン・フィードの輸入が急増した場合には米国・EC間で協議
- (出所) 筑紫勝麿『ウルグアイ・ラウンド GATTからWTOへ』（平成6年、日本関税協会）74ページ

11-125 東京サミット経済宣言（仮訳）（抄）  
1993（平成5）年7月9日

貿易

7. 多角的貿易システムの維持及び拡大は、世界の成長にとり不可欠である。我々は、あらゆる形態の保護主義を抑制する決意であり、いかなることがあっても多角的で開放的な貿易システムを損なう虞れのあるイニシアティブ及び取決めに頼るべきではないことに合意する。我々はまた、いかなる地域統合もこのシステムを補完し支えるものであるべきことを確認する。

我々の最優先事項は、ウルグアイ・ラウンドの成功裡の妥結である。我々は、モノ及びサービスの市場アクセスの大きなパッケージに向けた最近の重要な進展をジュ

ネーヴにおける多国間交渉の即時再開への大きな一歩として歓迎する。これらの進展に対しては、他の交渉参加国は、同等の市場開放措置をもって対応しなければならない。我々は、万事につき合意が得られるまでは何も合意されたとはいえないことを認識しつつ、我々の全ての貿易パートナーに対し、あらゆる事項につき建設的に交渉するよう求める。いくつかの重要な問題が未解決のまま残っている。我々は、それらを解決し、我々の全てのパートナーとともに本年末までに包括的かつ均衡のとれた合意を達成するとの決意を新たにする。

(出所) 外務省ウェブ・ページ

#### 11-126 プレアハウス合意とCAP改革との整合性に関する問題点として外相・農相合同理事会において検討され、それを基に再交渉によって米国・ECが合意した具体的な点

1993（平成5）年12月

- ① 輸出補助金の削減（補助金付き輸出数量ベース）に関して、削減を平準化できるよう削減の基準となる期間を変更することを認めること
- ② 平和条項の適用期間を6年間から9年間に延長すること
- ③ コーングルテン・フィードの輸入抑制の問題については、同物品の輸入量が1990年～1992年の平均を上回る場合に相互に満足いく解決のための協議を開催すること
- ④ 米国関心品目についての市場アクセスを拡大すること  
（米国・EC合意は、大まかには、EC側の主張を踏まえる形でプレア・ハウス合意を修正し、その代償として米国によるECの農産物市場へのアクセスの改善を図ったものとなっている。）

(出所) 筑紫勝磨『ウルグアイ・ラウンド GATTからWTOへ』（平成6年、日本関税協会）75-76ページ

#### 11-127 実質的妥結時の内閣総理大臣、大蔵大臣談話

##### 1. 細川内閣総理大臣談話

(1993年12月16日)

本日ガットウルグアイ・ラウンド交渉全体が実質的に妥結したことを評価いたします。

ウルグアイ・ラウンド交渉は、工業品の関税の引下げのみならず、今までガット体制の下で必ずしも十分な貿易ルールがなかった農業、あるいは新しい分野である特許権や商標権などの知的所有権、貿易関連投資措置、さらには、金融、運輸などのサービス分野を含む交渉であり、118の国や地域が7年にわたり交渉を行ったかつてない包括的かつ歴史的な一大事業でありました。

この交渉が今回実質妥結したことは、各国がそれぞれの抱える困難を乗り越え、多角的自由貿易体制の維持・強化についての強い意思を示したものであり、国際経済秩序に対する信頼を確保する上で極めて重要なことであります。

我々は1930年代の保護主義の台頭が世界貿易、そして世界経済の低迷を招いた苦い経験をもっております。このような経験に照らせば、今回の交渉の成否が今後の世界の自由貿易体制、ひいては世界経済の拡大と活性化にとりいかに重要な意味をもつものであったかは明らかであります。

貿易立国として、我が国政府は世界経済の拡大と繁栄なくして我が国経済の繁栄もないという強い信念の下にウルグアイ・ラウンド交渉を成功に導くため一貫して強い意思をもって交渉に臨んでまいりました。特に農業交渉ではコメなどの困難な問題を抱えておりましたが、将来にわたる国益を考えて厳しい決断を行い、農業合意案を受け入れたことは、ウルグアイ・ラウンド交渉全体の妥結に寄与したものと考えます。また工業品の関税引き下げ、サービス、貿易関連投資措置等の分野では、終始積極的な交渉姿勢を示し、多大の成果を得ることができました。

私は今回政府が交渉をまとめるため尽力するに当たり、国内各方面より得た御理解と御協力に深く感謝するものであります。

我が国は、今後の課題として、交渉の結果

でき上がった国際的ルールを遵守、活用する必要があり、また、新しいルールに順応していくために農業分野などで多くの国内努力をしていかなければなりません。そのためにも国内経済面における規制緩和を一層促進し、日本経済の一層の活性化を実現していきたいと考えます。

## 2. 藤井大蔵大臣談話

(1993年12月16日)

1. 本日、ガット・ウルグアイ・ラウンドの実質合意が達成され、7年間にわたる交渉が事実上終了した。今回の合意は、多角的自由貿易体制の一層の強化を図るものであり、極めて有意義なことであると考えます。
2. ウルグアイ・ラウンドは、鉱工業品の関税引き下げを主とする従来のラウンドとは異なり、農業貿易の規律やサービス貿易、知的財産権等15分野にわたる広範な事項を対象としてきた。それだけに我が国をはじめ各国とも困難な問題を抱え、苦しい選択を行い、ウルグアイ・ラウンドの成功裡終結のために努力を重ねてきた。このような各国の努力の結果、関税の大幅な引下げ、農業補助金の削減、金融等のサービスについて多国間の自由化ルールの策定、アンチ・ダンピング課税に関する規律の強化及び紛争処理手続等の制度の整備などウルグアイ・ラウンドには大きな成果が盛り込まれている。
3. 今回、118にものぼる国、地域等が参加した、広範な分野にわたる困難な交渉が成功裡に終結したことは、何よりも国際経済秩序に対する信認が確保されたことを示すものである。

今後ウルグアイ・ラウンドの成果が実施されることによって、世界貿易が大幅に拡大し、世策経済の成長、所得の増加につながるるとともに、国際的に競争が促進され、価格の低下や資源のより効率的な活用につながるが見込まれる。また、国際貿易に関するルール及び制度の整備は、保護主義を抑制し、サービス貿易等の新たな分野での取引を活性化させる上で効果的なものとなる。

これらのことは、我が国経済及び世界経

済のインフレなき持続的成長に資するとともに、物価の低下や選択の幅の拡大等を通じて、国民生活の豊かさの向上につながるものと確信する。

4. 大蔵省としては、今後とも多角的自由貿易体制の維持、強化を図り、我が国経済及び世界経済の発展に努めてまいりたい。  
(出所) 筑紫勝磨『ウルグアイ・ラウンド GATTからWTOへ』(平成6年、日本関税協会) 295-296ページ

## 11-128 マラケシュ宣言

1994(平成6)年4月15日

ウルグアイ・ラウンド多角的貿易交渉に参加した124の政府及び欧州共同体を代表する閣僚は、1994年4月12日から15日までモロッコのマラケシュで閣僚級で開催された貿易交渉委員会の最終会合の機会に、

1986年9月20日にウルグアイのプンタ・デル・エステで、ウルグアイ・ラウンド多角的貿易交渉を開始するために採択された閣僚宣言を想起し、

1988年にカナダのモントリオール、1990年にベルギーのブラッセルでそれぞれ行われた閣僚会議で達成された進捗を想起し、

交渉が1993年12月15日に実質的に妥結したことに留意し、

開放的かつ市場指向的な政策、並びにウルグアイ・ラウンドの諸協定及び決定に盛り込まれた約束に基づいて自国の経済が世界の貿易体制に参加することを通じ、ウルグアイ・ラウンドの成功を更に進展させるよう決意して、

本日次のとおり採択した。

### 宣 言

- 1 閣僚は、ラウンドの終結に代表される歴史的業績に敬意を表し、これが世界経済を強化し、全世界的な貿易、投資、雇用及び所得の増加につながることを確信する。特に、閣僚は、以下を歓迎する。
  - 一閣僚が採択した、国際貿易のより強力かつ明確な法的枠組み(より効果的かつ信頼のできる紛争解決のメカニズムを含む)。
  - 一世界的規模での物品の関税の40%引下げ、

及び物品の市場をより広く開放するとの諸協定、並びに関税譲許の範囲の大幅な拡大に代表される予見可能性及び確実性の向上

一サービスの貿易、及び、貿易に関連する知的財産権の保護のための規律の多角的枠組みの設立、並びに農業及び繊維・衣類についての多角的貿易条項の強化

- 2 閣僚は、世界貿易機関（WTO）の設立が、自国の国民の利益と福祉のためにより公正かつ開かれた多角的貿易体制の中で活動したいとの広範な希望を反映しており、世界的規模での経済協調の新たな時代の幕開けとなることを確認する。閣僚は、あらゆる種類の保護主義圧力に抵抗するとの決意を表明する。閣僚はウルグアイ・ラウンドで達成された貿易の自由化及びルール強化が、漸進的に世界の貿易環境の一層の開放につながることを確信する。閣僚は、今後直ちにかつWTOの発効まで、ウルグアイ・ラウンド交渉の結果又はその実施を損ない、又はそれらに悪影響を与えるようないかなる貿易上の措置もとらないことを約束する。
- 3 閣僚は、貿易、金融及び財政の各分野における世界的な政策の整合性の一層の向上（WTO、IMF、世界銀行の間のこの目的のための協力を含む。）に向けて努力するとの決意を確認する。
- 4 閣僚は、ウルグアイ・ラウンドへの参加国の範囲が従来の多角的貿易交渉に比べて相当広がったこと、特に、開発途上国が注目すべき積極的な役割を果たしたことを歓迎する。これは、よりバランスのとれた、かつ、統合された世界的な貿易パートナーシップに向けた歴史的な一歩である。閣僚は、これらの交渉が行われていた間、多くの開発途上国及び旧中央統制経済国家において、経済改革及び貿易の自主的な自由化の重要な措置が実施されたことに留意する。
- 5 閣僚は、交渉の結果が、開発途上国に対して異なった、かつ、より好意的な取扱い（後発開発途上国の特定の状況に対して特別な注意を払うことを含む。）を与えると、いう条件を含んでいることを想起する。閣僚は、後発開発途上国にとってのこれらの

条項の実施の重要性を認識し、後発開発途上国の貿易と投資の機会の拡大を引き続き支援し、かつ、促進するとの意図を宣言する。閣僚は、後発開発途上国及び食糧純輸入開発途上国の開発目的の達成を可能とするような積極的な措置を助長する観点から、ラウンドの結果がこれらの国に対してもたらす影響を、WTOの閣僚会議及び適当な機関によって定期的に検討することに同意する。閣僚は、ガット及びWTOがそれぞれ能力を有する分野で技術的支援を増加する能力、特に後発開発途上国に対する技術的支援を実質的に増大させる能力を強化する必要性を認識する。

- 6 閣僚は、「ウルグアイ・ラウンド多角的貿易交渉の結果を取録する最終文書」の署名及び関連閣僚決定の採択によって、ガットからWTOへの移行が開始されることを宣言する。閣僚は、特に、WTO協定の発効のための基礎を築くために準備委員会を設立した。閣僚は、また、同協定が1995年1月1日までに、又はその後できる限り早い時期に効力を発生することができるよう、同協定の批准のために必要なすべての措置を完了するよう努めることを約束する。閣僚は、さらに、貿易と環境に関する決定を採択した。
- 7 閣僚は、ハッサン二世国王陛下が今次閣僚会合の成功のために行った個人的な貢献、並びにモロッコ政府及び国民が示した温かいもてなし及び素晴らしい会議運営に対して深甚なる謝意を表明する。ウルグアイ・ラウンドのこの最終閣僚会議がマラケシュで開催されたという事実は、開かれた世界貿易体制及びモロッコの世界経済への完全な統合に向けたモロッコの決意を改めて示すものである。
- 8 閣僚は、最終文書の採択及び署名、WTO協定の受諾のための開放によって、貿易交渉委員会の作業が完結し、ウルグアイ・ラウンドが正式に終了することを宣言する。

（出所）筑紫勝磨『ウルグアイ・ラウンド GATTからWTOへ』（平成6年、日本関税協会）275-277ページ

## 11-129 ウルグアイ・ラウンド各種協定の概要

ウルグアイ・ラウンド各種協定の概要
<p>1. 世界貿易機関 (WTO)</p> <p>(1) ガット1994、ウルグアイ・ラウンド諸合意等を実施するための制度的な枠組みを提供するために世界貿易機関 (WTO) を設立する。WTOの加盟国はすべての多角的貿易協定を受諾しなければならない。</p> <p>(2) WTOの機能：上記の各種協定を実施する他、貿易交渉の場の提供、統一紛争処理手続及び貿易政策レビュー・メカニズムの管理、グローバルな経済政策の一貫性を高める見地からのIMF、世界銀行等との協力等を行う。</p> <p>(3) WTOの組織：閣僚会議を2年毎に開催する。その他各理事会、事務局等について規定。</p>
<p>2. ウルグアイ・ラウンド議定書 (鉱工業品、林産物及び水産物)</p> <p>関税率の引下げは、原則としてWTO設立協定が発効した日から、5回に均等に分割して実施し、WTO発効の日から4年後の日までに完了させる。</p>
<p>3. 農業</p> <p>農産品の市場アクセスの改善 (関税化を含む)、国内支持及び輸出補助金の削減を規定。</p> <p>(1) 市場アクセス</p> <p>① (i) 一般関税のみが課されている農産品については、譲許品目は譲許税率、非譲許品目は1986年9月に適用されている関税率を、</p> <p>(ii) 一般関税以外の国境措置が課されている農産品については、それらの国境措置を関税化して得られる関税率 (関税相当量) を6年間に単純平均で36%削減 (最低15%以上削減) することを約束する。</p> <p>② 関税化された品目について、1986年から1988年の平均アクセス機会と同等以上のアクセス機会を維持・拡大する。更に、輸入量の消費量に対する比率が3%未満のものについては、初年度3%となるように関税割当により低税率による輸入を認める (ミニマム・アクセス)。ミニマム・アクセスは6年間に5%まで拡大する。</p> <p>③ 農産品のうち、</p> <p>(i) 1986年 - 1988年の輸入量が国内消費量の3%未満であり、</p> <p>(ii) 輸出補助金が付与されておらず、</p> <p>(iii) 効果的な生産制限措置がとられているものについては、ミニマム・アクセスを初年度4%から最終年度8%に拡大させることを条件とし、6年間関税化を実施しないことができるという特例措置が認められる。</p> <p>(注) 7年目以降も特例措置を継続するかどうかについては、実施期間終了1年前に交渉を行うこととなる。</p> <p>④ 関税化品目に関しては、改革期間内においては、一定以上の輸入数量の増大又は輸入価格の低下があった場合には、代償なしで追加的に関税を課することができる (特別セーフガード)。</p> <p>⑤ 全ての関税率 (一般関税及び関税相当量) を譲許する。</p> <p>(2) 国内支持</p> <p>① 貿易に対する歪曲効果又は生産に対する影響が全くない又は最小限であるという要件を満たす政策は、削減対象から除外される。</p> <p>② 削減の対象となる国内支持について、1986年から1988年を基準年として、農業全体の総合AMS (保護、支持の総合的計量手段) を計算し、6年間に20%削減を約束する。</p> <p>(3) 輸出競争</p> <p>輸出補助金を、86年から90年を基準年として、6年間に予算支出額ベース及び補助金付輸出数量ベースで、それぞれ36%及び21%の削減を約束する。</p>

(4) 実施期間の終わる一年前に、改革プロセスの継続等のための交渉を開始する。

#### 4. 繊維・衣類

- (1) 従来ガットの一般原則とは異なる特別な規律を定める多国間繊維取極（MFA）の下で行われてきた繊維貿易を10年間の経過期間を設けて完全にガットに統合する。
- (2) MFA規則及びその他の繊維製品に対する規制は段階的に撤廃する。

#### 5. ルール及び貿易関連投資措置（TRIM）

##### (1) アンチ・ダンピング

- ① ダンピング認定、損害認定につき一定の基準や手続を示すことによりアンチ・ダンピング課税に際しての規律を強化。
- ② アンチ・ダンピングに関する紛争処理パネルの審査基準等新たな規定を策定。

##### (2) 補助金・相殺関税

貿易歪曲効果の大きな補助金に対する基準の強化を図るため、補助金を以下の3つに分類し、それぞれに応じたルールを定める。

- ① 禁止される（レッド）補助金：輸出補助金及び国産品優遇補助金
- ② 相殺関税発動の対象とならない（グリーン）補助金：一般的利用可能性のある補助金、及び、特定性のある補助金のうち一定の条件を満たす研究補助金、地域開発補助金、環境補助金
- ③ 上記のどちらでもなく相殺関税の対象となりうる（イエロー）補助金

##### (3) セーフガード（緊急輸入制限措置）

- ① セーフガード措置（関税の引上げ、輸入制限の導入）は、全ての輸出国に対し無差別に適用される（選択適用の禁止）。但し、セーフガード委員会での協議を経て、輸入割当の輸出国別シェアの調整（クォータ・モジュレーション）を認める。
- ② 締約国は、輸出自主規制措置等の灰色措置を行うことも、また、求めることも認められない。既存の灰色措置は、この合意の発効の日から原則として4年以内にフェーズアウトするか、又はこの合意に合致するものとしなければならない。

##### (4) 貿易関連投資措置（TRIM）

現行ガット規定（内国民待遇の供与、数量制限の禁止）違反となる、ローカルコンテンツ要求、輸出入均衡要求、国内販売要求、為替規制を通じた輸入制限等の措置と明示的に禁止している。

##### (5) 原産地規則

- ① 各国の原産地規則（ある製品がどの国で生産されたかを決定する規則）が貿易に対し障害とならないよう明確なルールを策定する。
- ② ガットは、関税協力理事会（CCC）の協力を得て、3年以内に原産地認定基準の国際的調和を達成するとの作業計画に合意する。

#### 6. サービス貿易

##### (1) 最恵国待遇

最恵国待遇は一般的義務と位置付けられているが、各国は協定加入時に、一定の条件の下に例外措置を登録することが可能である。

##### (2) 市場アクセス及び内国民待遇

譲許表にオファーしたサービス分野においては、市場アクセス（外国のサービス供給者による我が国市場への参入等を制限しない）及び内国民待遇（外国のサービス供給者に対して内外無差別な待遇を与える）の義務を負う。但し、オファーの際に留保を付すことが可能である。

##### (3) 金融附則

- ① 信用秩序維持のための規則は原則として許される。
- ② 金融に係る紛争処理パネルには金融の専門能力が必要とされる。

### 7. 貿易関連知的財産権 (TRIP)

- (1) モノについてのガットの基本原則 (内国民待遇、最恵国待遇) をヒトの権利である知的財産権についても規定している。
- (2) 知的財産権保護に関する基準を規定している。
  - ① 多種多様な知的財産権の保護を包括的に規定している。
    - ・本協定がとりあげている権利…著作権、著作隣接権、商標権、地理的表示、意匠権、特許権、半導体集積回路配置図、非公開情報
  - ② 既存の知的財産権条約の保護水準の遵守を規定するとともに、当該保護水準に上乘せしより強化された保護を課する規定を導入している。
  - ③ 保護水準は遵守すべき最低水準を定めたものであり、本協定よりも高い保護水準を定めることが可能とされている。
- (3) 従来の知的財産権条約が各国の国内法制に委ねていた司法・行政手続 (エンフォースメント) について詳細な規律を規定している。
  - ・著作権、商標権侵害物品については輸入差止申立て制度の導入を義務づけ

### 8. 制度的問題

- (1) 統一紛争処理手続
  - ① WTO協定及び同協定に附属するモノ、サービス及びTRIPに関する協定等を対象とする統一紛争処理手続を規定している。
  - ② 本紛争処理手続きによらずに個別協定の違反や利益の無効化、侵害の有無を判断し、対抗措置をとってはならない旨規定している。
  - ③ DSB (紛争処理機関) 及びパネルにおける手続の明確化・迅速化、常設の再審機関の設置等を規定している。
  - ④ 対抗措置は、原則として同一分野でとられるものとしているが、一定の条件の下でクロス・セクター・リタリエーション (分野を超えた対抗措置) の発動を認めている。
- (2) 貿易政策レビュー制度  
 中間レビュー合意に基づき既に行われている貿易政策レビュー・メカニズムが再確認された。

(出所) 筑紫勝磨『ウルグアイ・ラウンド GATTからWTOへ』(平成6年、日本関税協会) 278-283ページ